

学校法人 徳島城南学園役員等の報酬等の支給の基準

制定 令和2年3月28日

一部変更 令和3年3月19日

一部変更 令和4年7月23日

一部変更 令和4年12月16日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人徳島城南学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第25条4項の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定め併せて評議員についても同様の事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、顧問及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、費用、退職金
- (2) 非常勤の役員等 報酬、費用

(報酬等の額の算定方法)

第4条 各役員等の報酬は次のとおりとする。報酬は9月末、3月末に各役員等の銀行口座に振り込む。任期途中で交代した場合は、月割として端数は切り上げる。

- | | | |
|---------------|----|------------|
| (1) 理事長 | 年間 | 1,000,000円 |
| (2) 副理事長 | 年間 | 600,000円 |
| (3) 常勤の役員 | 年間 | 180,000円 |
| (4) 学監（非常勤理事） | 年間 | 200,000円 |
| (5) 非常勤理事 | 年間 | 100,000円 |
| 手当 | 一回 | 10,000円 |
| (6) 非常勤監事 | 年間 | 50,000円 |
| 手当 | 一回 | 10,000円 |
| (7) 顧問 | 年間 | 100,000円 |

2 役員及び顧問の出張時の費用は、この法人の旅費規程（以下、「規定」という。）にしたがい、交通費の実費のほか、次のとおりの日当を支給する。また、職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（上段：平日、下段：勤務を要しない日曜・祝日、単位：円）

出張の形態	県内	香川を除く県外 (日帰り)	県外(泊)	外国
役員及び 顧問	—	2,000	2,500	3,500
	—	3,500	4,000	5,000

- (1) 宿泊を伴う出張についての日当は、出張日数に応じて支給するが、正午以後に出発したとき、又は正午前に帰着したときは半日当とする。
 - (2) 日帰り出張についての日当は、往復の所要時間を含め7時間以上の場合は全額を支給するが4時間以上7時間未満の場合は半額とする。
 - (3) 宿泊料は、部屋代および朝食の実費額とし、領収書を添付することとする。ただし、一夜につき規程に定める甲地に対しては、11,000円、甲地以外の乙地に対しては8,000円とする。
- 3 評議員の報酬は、本学での会議の場合手当として次のとおり会議日に現金で支給する。
- (1) 県外者は10,000円（税引き後）
 - (2) 県内者は5,000円（税引き後）
- また、職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 4 役員の退職金は、基準額を50,000円とし、これに在任期間（1年未満の端数月日は切り捨てる）を乗じて算出する。ただし、常勤役員については、さらに次の乗率を加算する。
- (1) 理事長 7倍
 - (2) 副理事長 3倍
 - (3) (1)(2)以外の常勤の役員 2倍
- 5 在任中特に功労があった者については、理事会に諮り退職功労金を支給することができる。
- 6 顧問及び評議員には退職金を支給しない。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人徳島城南学園役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年3月19日から施行する。（第4条第4項文言修正）

附 則

この規程は、令和4年7月23日から施行する。（第4条第1項第2号追加）

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。（第4条第2項表変更）